

- 周辺地域の住民及び宿泊客の安全・安心の向上を図るため、民泊条例を改正

令和2年4月1日施行

特区民泊（国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）

- ◆ 義務付けるもの（特定認定の要件とするもの）
 - ・ **説明会の開催**
 - ・ 説明会開催にあたっての周辺地域の住民への事前周知（書面の配付、施設出入口への掲示）
 - ・ 説明会参加者に対する説明事項*
 - ・ 説明事項*を記載した書面の配付
- * 説明事項
廃棄物の処理方法、騒音防止の対策、苦情等の対応窓口 等
- ◆ 努力義務とするもの
 - ・ 説明会の開催にあたっては、周辺地域の住民が参加しやすい日時・場所とすること
 - ・ 周辺地域の住民から個別説明を求められた場合は応じるよう努めること

条例改正前（要綱にて規定）

説明会 又は 戸別訪問

欠席
・
不在

ポスティング※

条例改正後（条例にて規定）

説明会の開催案内
(案内書面の掲示+ポスティング)

説明会

欠席

ポスティング※

※ 説明会の案内書面に必要事項が記載されている場合は不要

新法民泊（住宅宿泊事業）

- ◆ 届出時*に、**消防法その他の消防にかかる関係法令に適合していることを証する書面の写し（消防法令適合通知書）の提出**を義務付ける。
- ◆ 届出にかかる公表事項に、**消防法令適合通知書の提出状況を追加する。**

条例改正前

（法令・条例による規定なし）

※ 事業開始の届出に消防法令適合通知書の添付がない場合

事業の届出

届出の受理

事業開始

立入検査

* 消防法令に重大な違反がある場合

市HPで公表

行政処分

条例改正後（条例にて規定）

（条例にて規定）

適合通知書の
交付申請

立入検査

適合通知書の
交付

事業の届出

届出の受理

事業開始